

大仙総契－473
平成29年3月28日

各部局課所長 様

大仙市総務部長

大仙市における円滑な工事実施のための施工確保対策としての
発注ロットの大型化等の実施期間延長について（通知）

大仙市では、平成26年1月22日以降、災害復旧工事の円滑な工事実施のための施工確保対策として、発注ロットの大型化等の措置をとることができます。

このことについて、平成29年度においても引き続き実施することとしましたので、通知します。

○発注ロットの大型化について

【内 容】

災害復旧工事のうち、工事の円滑な実施のために必要があると認めるものについては、大仙市分離・分割発注に関する取扱要領（平成23年4月1日施行）に規定する分離分割発注対象工事から除外するとともに、施工箇所が近接する同一工種の複数の工事を一の工事として発注ができるものとする。

また、災害復旧工事の円滑な実施に支障が生じるおそれがある場合は、災害復旧工事以外の工事についても分離分割発注対象工事から除外する。

なお、発注ロットの大型化を図る場合の工事の積算方法等の運用については、秋田県が定めるものに準ずる。

【適用期日】

平成29年4月1日以降に入札公告等を行う工事について適用する。

担当：総務部契約検査課入札契約班
電話：0187-63-1111（内線269）
FAX：0187-63-0040